

不動産鑑定士または不動産鑑定士補の登録等

手続きの種類	登録免許税及び登録申請手数料
新規登録	登録免許税として、浦和税務署あてに6万円を納付し、その領収証書の原本を申請書の裏面に貼付してください。 ※ 納付手続は、国庫金の受け入れを行う金融機関で可能です。「取扱金融機関は日本銀行HPをご覧ください。」 http://www.boj.or.jp/about/services/kokko/index.htm/ (注)各金融機関の取扱時間については、各金融機関にご確認ください。
変更登録	登録免許税として千円の収入印紙を申請書の表面所定欄に貼付してください。 ※ ただし、住居表示の実施または変更、行政区画等の変更など登録免許税法第5条に該当する場合は非課税となり、その登録免許税の免除を受けるためには当該市区町村長等の書類の添付が必要になります。
その他の手続き (死亡等の届出、登録の消除、 登録証明書の発行)	なし

不動産鑑定業者(国土交通大臣登録)の登録等

手続きの種類	登録免許税及び登録申請手数料
新規登録、登録換え	①登録申請者が個人でかつ不動産鑑定士である者:登録申請手数料(法第32条第2項) 62,800円の収入印紙を登録申請書第一面の所定欄に貼付してください。 ②登録申請者が上記以外の者:登録免許税(法第32条第1項) 登録免許税として、浦和税務署あてに9万円を納付し、その領収証書の原本を登録申請書第三面又は第一面の裏面中央部に貼付してください。 ※ 納付手続は、国庫金の受け入れを行う金融機関で可能です。「取扱金融機関は日本銀行HPをご覧ください。」 http://www.boj.or.jp/about/services/kokko/index.htm/ (注)各金融機関の取扱時間については、各金融機関にご確認ください。
更新の登録	登録申請手数料(法第32条第2項、法施行令第4条第2項) 31,400円の収入印紙を登録申請書第一面の所定欄に貼付してください。
その他の手続き (変更の登録、廃業等の届出、 登録証明書の発行)	なし